

全米熱帯まぐろ類委員会 (I A T T C)  
Inter-American Tropical Tuna Commission

1950年3月 3日 発効  
1970年7月 1日 我が国効力発効  
2010年8月27日 強化条約発効

1 目的

条約適用水域におけるかつお・まぐろ類等資源の長期的な保存及び持続的な利用の確保

2 締約国等

(1) 締約国等

日本、韓国、米国、カナダ、EU、中国、フランス、コスタリカ、パナマ、エルサルバドル、グアテマラ、エクアドル、メキシコ、ニカラグア、バヌアツ、ベネズエラ、ベリーズ、台湾、ペルー、コロンビア、キリバス

(2) 協力的非締約国

ボリビア、ホンジュラス、インドネシア、リベリア

3 対象水域：東部太平洋水域（5 参照）

4 主な保存管理措置

(1) メバチ・キハダ保存管理措置

○まき網漁業

62日間の全面禁漁

（7月29日～9月28日又は11月18日～1月18日の期間）

沖合特定区で1ヶ月間禁漁（9月29日～10月29日の期間）

○はえ縄漁業：

2007年の漁獲枠の5%減（我が国漁獲枠32,372トン）

(2) 太平洋クロマグロ保存管理措置

- ・商業漁業については、2017年及び2018年の年間漁獲上限3,300トン为原则とし、2年間の合計が6,600トンを超えないように管理
- ・30キロ未満の漁獲の比率を50%まで削減するよう努力

(3) 北太平洋ビンナガ

漁獲努力量を現状水準に制限

(4) 漁船管理

ポジティブリスト制度、船舶監視システム（VMS）等

## 5 水域图

